

鳥取縣公報

本書ノ大キサ國定規格A判

昭和十五年九月二十七日

第千百六十九號

金曜日

告示

◆鳥取縣告示第七百三十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル醤油ノ販賣價格並ニ醤油古樽ノ買受價格左ノ通指定ス

昭和十五年九月二十七日

鳥取縣知事 副見喬雄

一、醤油販賣價格

(1) 濃口醤油及溜醤油

1 斗 樽 詰 (一樽當)

等級	販賣價格	製造業者	卸賣價格	小賣價格	備考
一等級	九、四二	一〇、〇〇	一〇、〇〇	一〇、九〇	

二 等 級	八、〇六	八、六四	九、五四
三 等 級	六、四六	七、〇四	七、九四
四 等 級	四、六四	五、二二	六、一四

2 五 升 樽 詰 (一樽當)

一 等 級	二、三三	二、四七	二、七〇
二 等 級	二、〇〇	二、一三	二、三六
三 等 級	一、五九	一、七四	一、九六
四 等 級	一、一四	一、二八	一、五一

3 三 升 樽 詰 (一樽當)

一 等 級	一、四三	一、五一	一、六五
二 等 級	一、三三	一、三二	一、四四
三 等 級	〇、九八	一、〇七	一、二二

四 等 級	〇、七二	〇、八〇	〇、九三
二 升 樽 詰	一、〇〇	一、〇六	一、一五
一 等 級	〇、八七	〇、九二	一、〇一
二 等 級	〇、七二	〇、七六	〇、八五
三 等 級	〇、五二	〇、五八	〇、六七
四 等 級	三、七四	四、三〇	五、二三

(四) 淡 口 醬 油 (白醤油ヲ含ム)

1 二 斗 樽 詰 (一樽當)

一 等 級	八、五二	九、〇八	一〇、〇〇
二 等 級	七、一六	七、七二	八、六二
三 等 級	五、五六	六、一二	七、〇四
四 等 級	三、七四	四、三〇	五、二三
2 五 升 樽 詰 (一樽當)			

四等級

四

四九

五八

(八) 本表價格ハ本縣產ノモノ、價格額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス
五 升 樽 詰 同
二 斗 樽 詰 一

ニシテ付
箇二付

縣產ノ

テハ本志

小賣量賣人場合一升二付

1

(一) 製造業者販賣價格ハ製造業者所
格トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ買主
者ガ卸賣業者ニ販賣スル場合ニシ
造業者販賣價格ニ左ノ範圍内ノ額

在市町村
最寄驛舎
テ製造業
ヲ加算シ

ケル買
渡又ハナ
小賣業者

ル場合

五升樽詰
三升樽詰
二升樽詰
同 同 同

二三五

(一) (本)
卸賣業者販賣價格ハ買主店先渡價格トス
製造業者ガ直接小賣業者ニ販賣スル場合ニ於

於テハ鉤書

價格直接小賣スル場合ニ於テ

00270

(+) 生産者ノ氏名、生産地等級及規格ヲ明記セザル醤油ハ三等級ノ價格ノ半額以下トス 但シ規格ヲ明記セザル醤油ハ三等級ノ價格ノ半額以下トス 但シ規格ヲ明示セザルモノト雖モ昭和十五年九月三十日迄ハ各等級ノ價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

(+) 本表各等級ノ規格ハ昭和十五年八月商工省告示第四百五十一號ヲ以テ指定セラレタル醤油版賣價格ニ依ルモノトス

(+) 本表價格ハ昭和十六年三月三十一日迄ノ價格トス

二 醬油樽買受價格（醤油ヲ消費者ニ販賣スル者ガ消費者ヨリ醤油樽ヲ買受クル場合ノ價格）

二升詰空樽	斗詰空樽	一箇當	八十錢
三升詰空樽	立詰空樽	同	二十錢
二升詰空樽	詰空樽	同	二十五錢
三升詰空樽	詰空樽	同	三十錢

◆鳥取縣告示第七百四十號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ西伯郡境町度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十五年九月二十七日

検査執行期日	器具提出时限	検査場所
自昭和十五年十月十四日至午前九時	三時	境町特設度量衡検査所

鳥取縣知事 副見喬雄

昭和十五年九月二十七日

◆

○鳥取縣告示第七百四十一號
産姿登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十五年九月二十七日

鳥取縣知事 副見喬雄

住所 鳥取縣米子市角盤町一丁目六番地

昭和十五年九月二日住所移轉ニ依リ産姿登錄名簿訂正方同月四日付願

出ニ對シ同月十三日訂正

角田定子

田

定

子

◆鳥取縣告示第七百四十二號

左記墓地ハ今般都合ニ依リ廢止セラレタルニ付改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノ墳墓有之ヲ以テ有縁者ハ九月二十五日迄ニ管理者ニ申出ラレ度シ若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬セラルベシ

昭和十五年九月二十七日

鳥取縣知事 副見喬雄

一墓地所在地 北海道宗谷郡宗谷村大字宗谷村字シリウス七七八番地

一管理 者 北海道宗谷郡宗谷村長

中山德三郎

00272

彙

報

(一) 行 旅 死 亡 人

原籍住所 不 明

氏名職業 不明ナルモ行商人風

年齢性別 推定年齢三十四、五歳男

死亡種別 輟 死

死亡日時 昭和十五年八月十二日午後七時二十四分頃ト推定

サル

人相特徵 身長五尺三寸位、面長鼻高、眉濃ク頭髮五分刈、

所持金品 青色湯袋ニ金九圓五十七錢在中ノドル入レ、都城

市松之枝旅館印ノ扇ニ井ノ上ト記入シアルモノ在中セリ、

服裝 白地縞柄夏衣薄物、白シャツ、パナマ帽子、日和下

駄、黒縮緬ノ帶ヲ締ム

鞆持品

一見行商人風ニシテ身體極度ニ衰弱シ居リタル模様ナリ

隼人驛ヨリ鹿兒島驛迄ノ乗車切符

取扱經過 昭和十五年八月十二日午後七時三十分頃日豊本線

下リ列車ガ龍ヶ水驛ニ到着シタル際乗客間ニ隧道内ニテ

飛降リタル者アリト話ス者アリ同驛保線工夫等五人搜索

ニ行キタルトヨロ午後八時十分頃龍ヶ水驛北方隧道内南

側人口ヨリ九十二米ノ地點ニ於テ轡死體發見シタルモ引

取人ナキニ依リ假埋葬ス

鹿兒島市長

(二) 本籍 住所 居所 不 詳

二 氏名 年齢 職業 不 詳

三 戶主 非戸主ノ別 不 詳

四 住所 発途ノ原因 其ノ年月日 經過地及旅行中生活ニ關スル狀 不 詳

五 住所 発途ノ原因 其ノ年月日 經過地及旅行中生活ニ關スル狀 不 詳

六 住所 発途後第四號ニ掲タル者ト通信又ハ往復ノ狀況 不 詳

七 住所 発途後第四號ニ掲タル者ト通信又ハ往復ノ狀況 不 詳

八 所持品 遺留品 洋衣構縫帶(浦菜色スゴキ)

九 救護又ハ取扱ヲ要スル理由 引取人不明ナルニ因ル

十 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十一 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十二 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十三 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十四 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十五 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十六 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十七 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十八 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

十九 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

二十 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

二十一 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

二十二 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

二十三 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

二十四 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

二十五 右ハ昭和十五年七月十五日前九時頃市内戸町三丁目長崎水道

商事工場前海岸ニ溺死體トナリ漂着シ居タルヲ以テ檢死ノ上假

埋葬ニ附ス

所持品遺留品 ナシ

着衣人絹ノ白腰巻 金糸ノ兵古帶 ボブリンノ白地布一分

位ノ青基盤縞ノ簡単服其ノ上ニ青地白ノ小形模様入り一重

物ヲ着ス

六 發送後第四號ニ掲タル者ト通信又ハ往復ノ狀況 不 詳

七 人相身長四尺九寸中肉面長キ方頭髮長サ一尺五寸(約一ケ

月前ニ白髮染ヲ使用シタル形跡アリ)

八 所持品遺留品 ナシ

着衣人絹ノ白腰巻 金糸ノ兵古帶 ボブリンノ白地布一分

位ノ青基盤縞ノ簡単服其ノ上ニ青地白ノ小形模様入り一重

物ヲ着ス

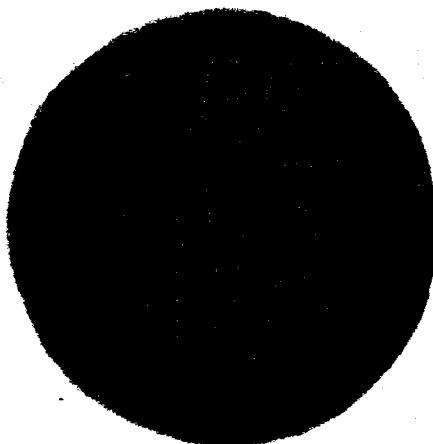
00271

正誤

昭和十五年九月鳥取縣公報號外鳥取縣告示第六百九十三號中左ノ通正誤ス

頁二行四同三〇誤

事變特報

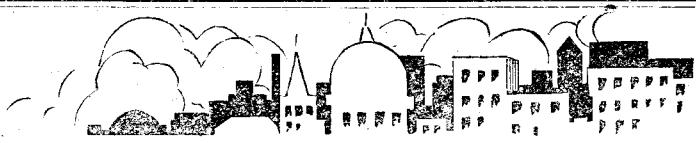


彙報 第七十三號

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

- 次
- 一 國勢調査用「職名表」の見方 (統計課) 一三頁
 一 國民生活の新體制 享樂部面 (一) (時局課) 一七頁
 一 青年の體力章検定に鑑みて (學務課) 二一頁
 一 農林省發表の本年麥類の實收高と本縣の麥實收高 (統計課) 二六頁
 一 空襲と毒ガス (衛生課) 二八頁
 一 本年の夏秋蠶豫想掃立數量 (統計課) 三三頁
 一 飼料肥料不足と草刈大會 (農產課) 三四頁
 一 第八次依吉密開拓團員募集 (社會課) 三八頁
 一 保育紙芝居特別頒布 (社會教育課) 三九頁
 一 文部省推薦圖書紹介 (同) 四〇頁

田畠で家庭増産を節約



國勢調査用

「職名表」の見方

来る十月一日午前零時現在を以て全國一齊に實施される國勢調査について私は、本報第六十九號(八月三十日發行)に松澤本縣國勢調査部長から詳しく述べられてゐるが、特に「職名」の記入

方については調査上要求されてゐるところとよく合致せしめる爲に、各世帯毎に「申告書」と共に「職名表」が調査員から配布せられる。こゝにその職

名表の中から自分の該當職名を見出す爲には、先づその職名が表のどの邊にあるかを見定めることが先決問題である。その手引としては

職名表の中から自分の該當職名を見出す爲には、先づその職名が表のどの邊にあるかを見定めることが先決問題である。その手引としては

表の大分類項目と中分類項目とが如何なる順序で排列されてゐるか、又それらの項目は如何なる意味を持つてゐるかを知るのが近道である。一四百三十九の分類項目は先づ五つの大分類項目によつて大分されてゐる。表にイ、ロ、ハ又は一、二、三の如き見出番号が付いてゐないで、太字で印刷されてある「經營者、事務者」「技術者」等がそれである。これを理解し易く排列すると次の如くなる。

經營者、事務者
技術者

公務者、自由職業者、其ノ他ノ職業者
無職業者

この排列は、一見してわかるやうに、事業の内部組織の系統、順序に従ふのを本筋としてゐる即ち「經營者」から「作業者」までは、大體相當規模の工場、商店等の人的組織をその儘移した形をとり、その後に事業經營との關係の比較的緩かなものとして「公務者」「自由職業者」及

びそれら以外のものとして「其ノ他ノ職業者」、「無職業者」が續くといふ順序になつてゐる。従つて先づ相當規模の會社、工場、商店、其の他の事業に働いてゐる人は、自分がその事業にあつて經營管理を本務としてゐれば「經營者」、庶務課、營業部等で事務を執つてゐれば「事務者」、工務課、設計係等で技術家としての仕事をしてゐれば「技術者」、工場、倉庫、賣場等で實際に作業してゐれば「作業者」といふ風に考へて、自分の該當職名は以上の各項目の下にあると一應の見當をつけるのである。併し事業組織が單純で單獨で事業を營んでゐる場合などでも自分の仕事の性質が以上の排列順序のどの部分に當るかを考へて「經營者」「事務者」「技術者」「作業者」の夫々の下に自己の該當職名を求めるのである。

この場合「經營者」「技術者」等各大分類項目の意味と内容とを吟味せねばならぬことは云ふまでもない。例へば「經營者」は通俗に云ふ經營者とは稍々意味を異にし、事業經營のみに専

念し特に定まつた事務、技術、作業の如きをしない者であり、「技術者」といふのは、一般に技師、技手と呼ばれる者の範囲と必ずしも一致せずこゝでは、物理學、化學、農學、工學、醫學等自然科學を實地に應用したり、研究したりする人を指すのであり、又「作業者」とは勞務者や職工の事ばかりを云ふのではなくて、農耕、製造加工、配給等の實際に仕事に當つてゐる人をも指稱するのである。

又官公署の勤務者、自由職業者は、通常の場合を有する者以外は、仕事の性質により「事務者」「技術者」「作業者」等に入るのであり、殊に官公署の技師、技手が實際の生産や試験、實驗、検査に從事する場合は、官吏、公吏たる場合でも「技術者」の項に含まれることは注意を要する

二 以上により大分類項目を目安として自己の該當職名の一應の位置を知り得たのであるが、中分類項目によつて更に一步それに接近することができる。職名表のイ、ロ、ハ附の項目が中分類であつて四十五ある。特に中分類が職名検出の助けになるのは「技術者」と「作業者」の部に付てである。

「技術者」の部は三つに大別される。實際の生産に從事する技術者としての「ハ 農、林、水產技術者」「ニ 鑛、工技術者」「ホ 交通、通信技術者」自然科學に基く技術を實地に應用してゐる技術者としての「ヘ 醫師、藥劑師」「ト 氣象技術者、氣象手」「自然科學的技術を研究、試験、検査してゐる技術者としての「チ 理科學研究員」これである。

「作業者」の中分類項目は產業名を冠し、大體に於て農、工、商といふやうに物を自然界から獲得する產業、それに加工し製造する產業、配給する產業の如き順序を追つて排列されてゐる

農業、林業、畜産業(リ)

茲で注意すべきことは、中分類項目名に產業名

水產業(ヌ)	鑄業(ル)
工業	
製鍊業(ヲ)	
金屬工業(ワ、カ)	
機械器具工業(ワ、ヨ、タ)	
化學工業(レ)	
窯業、土石加工業(ソ)	
紡績工業、被服工業(ツ、ネ)	
印刷工業、紙工業(ナ)	
皮革、骨、羽毛品工業(ラ)	
木、竹、草、葉工業(ム)	
飲食料品工業(ウ)	
土木建築業(リ、ノ)	
電氣業(オ)	
サービス(用役)業(フ、エ、テ)	
交通業(マ、ケ)	
商業(ヨ)	

の体制を整へねばならぬ。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內体制にあるのであつて、こゝに政治、經濟、教育、文化等あらゆる國家國民生活の領域に於ける新体制確立の要請があるのである。

と述べて居られるのであります。今や我が國がよく斯くの如き強力なる新体制を確立し得るか否かは、正に我が國運興隆の成否を決するものといはねばならぬのであります。しかしてこの新体制確立の基底となるべきものは、實に國民が強力を集結して、一億同胞一体となつて大政翼賛の臣道を完うするのでなければ、その目的を達成することは出來ないのであります。

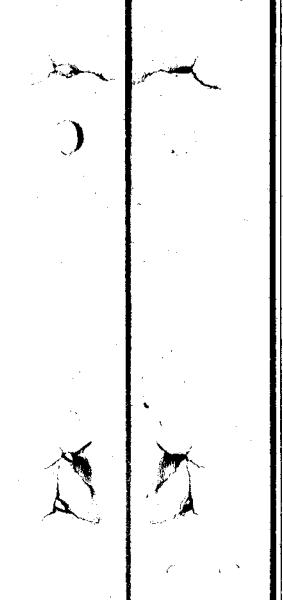
この國民一体となつての國家總力による新体制を樹立して、大政翼賛の臣道を果します爲には當局の適當なる指導もさることながら、その根本となるべきものは國民の自覺によるところの即ち國民の間から自發的に盛り上つて來るところの國民運動でなければならぬのであります。従つてこの新体制につきましては、その部面

としても政治上の新体制、經濟上の新体制、教育、文化等の新体制等いろいろの方面があるのです。但し、その根柢となるべきものは實に吾々國民の日常生活上の新体制でなくてはなりません。吾々はその日々の生活体制に於て、この我が國未曾有といふべき新秩序建設の大業の線に沿つて、一大轉換をしなければならないのです。

△享樂面の新体制

日常生活の新体制と云つてもその範圍は非常に廣汎であります。まづ現下の我が國として吾々の生活をもつとく緊肅しなければならない。云ひかへればもつと享樂部面に對して新体制をとらなければならないのです。

政府ではさきに「奢侈品等製造販賣制限規則」を制定して物資や労力の不要不急方面への使用を制限禁止されたのであります。國民各階層の生活の現状には、まだ戦時にふさはしくないものが多數存在するので、右の制限規則と歩調を合せて是等を彈壓し、これを引締めるために



「奢侈生活抑制方策要項」を決定し、尙必要に應じては法規をも整備して全國一齊に、また強力に戰時國民生活の緊張を期することとなり、本縣でもこれに伴つて「風俗營業其他の取締強化」を實施せられるに至つて居ります。(本報第七十一號参照)

事變以來この享樂部面の生活の取締については、昭和十三年の六月に、都會方面や般賑產業方面に目立つて風紀關係の現象が極端になつて来る風があり、それに一般的にも奢侈享樂を抑へる必要を認められて取締の方策がとられました。それから本年の三月に、酒の造石制限に伴つて酒の消費を抑制すると共に、奢侈享樂抑制の取締りが強化されました。即ち今回の取締強化は第三回目であつて、一層進んで國民生から奢侈享樂的な部面を追ひのけ一面風俗を刷新し又物の節約とか物價の引締め等の意味も加はつて、營業時間の制限、映画館や劇場遊技場等や料理屋カフェー等の取締り強化及び自動車の享樂部面への制限が行はれることになつたもの

であります。

△享樂部面と人的資源

次に享樂部面と人的資源の問題がありますが、今やあらゆる方面に人が入用な時期であります。このやうな時にカフェーや料理屋などと云つた享樂方面に從業する人がたくさんあると云ふことは、何といつても時節がら不合理なことです。

大体の數字で考へて見ますと、いま銃後の産業で働き得るいはゆる産業年齢を十五歳から五十九歳までと假定すると、その數は一年間に約六十萬位増加があると推定されますが、それに對して本年の勞務動員計畫では軍需產業、生産力擴充產業、輸出振興產業及び生活必需產業のために必要な人員、及び現に働いてゐる人でいろくな事情で減少する人員を合せて約百十五萬人を要するとされて居ります。(本報第六十六號「今年の勞務動員計畫」参照)従つて產業人として殖えて來る人間だけではとても足らぬといふことになるのでありますが、これが補充方

針としては、一、小中學校等を卒業する人による補充、二、未職業者の就職、三、農業方面よりの應援、四、朝鮮等よりの補充、五、不急産業及び勞務節減可能な業務の抑制による補充等が考へられてゐるのであります。これが爲には國家總動員法に基づいて、學校卒業者使用制限令、從業者雇入制限令、少年雇入制限令、國民職業能力申告令、國民徵用令等が制定せられてゐます。

そこで享樂方面に働く居る婦人等につきましても、男子だけで足らない、そして女子で出来る方面に對しては極力協力して貢はねばならぬのであります。今次の歐洲戰勃發後の諸國を見ても婦人の銃後に於ける活躍には目ざましいものがあることは周知の通りであります。婦人には婦人としての家庭的な大切なこめもありますが、苟くも働く婦人ならば、凡そ今日の時勢に適はしからぬ業務から去つて、大いに必要産業方面に進出して貰はねばならぬのであります。かう云ふわけから前に云つた青少年雇入

制限令に於ても、戰時不適の業務に女子を雇入れることを制限されてゐるのであります。今女子を雇入れることを制限される業務について申しますと、割烹店業、飲食店業、酒場業、カフェー業、喫茶店業、ミルクホール等の料理店業、貸座敷業、待合茶屋業、芝居茶屋業、遊船宿業等の貸席業、それから撞球、麻雀ゴルフ、射的等の遊技場業、舞踏場等の娛樂場業、劇場映画館等の興行場業、及び藝妓酌婦その他之に類するものであります。(本報第四十五號「青少年雇入制限令」参照)これ等の業務に働く居る女子は全國で二十萬人程あるのであります。今後はこれ等の業務に十二歳以上二十歳未満の女子を新たに雇入れることは、原則として禁止されてゐるのであります。

國民徵用令は國の行ふ總動員業務に限られ、又年齢十六年以上五十年未満の男子で、國民職業能力申告令に定められた所定の要申告者に限りして居るのであります。將來必要に應じてはその範圍も擴張せられ、或は女子にも及ぶこと

青年の體力章 検定に鑑みて



となるではないかと考へられます。しかしかる強權の發動に待たずとも、今日のやうな事態に對處しては舉國の民がその資質知能に應じ最大の能力を發揮して御國の爲に働くといふ氣構へを持たねばならぬのであります。男子と云はず女子と云はず、何處にも安閑と遊んでゐる者がないと云ふやうにならなければならぬのであります。

けれども凡そ人をかり出して來ましても、人數だけ揃つただけでは所期の實績は挙がらないわけであるから、各人が職分に應じて眞剣に御國の爲に働くといふ心構へで、進んで勤労することが何より肝要なのであつて、生活の新体制の趣旨もこゝにあるわけであります。

國家が國民に要求する一定の体力標準とも稱すべきものを表示し、之に合格した者にはその体力を認定してこれに體力章を授與する。言ひ換へれば唯漫然と運動を奨励するのではなく、具体的な目標と内容を明示し、之に向つて青少年の体力を鍛成し、体力水準を高めやうとする。この方法は見方によれば我が國体育運動の劃期的施設と云ふべきものである。

實施對照は數へ年十五歳から二十五歳までの徵兵適齡者を中心とした男子青年層で、これを市區町村、學校其の他の團体に於てそれぐ實施された。そしてその結果成績は各道府縣に於て取纏められ、大學、高等專門學校の分は文部

省に於て一括し、合格者に對する体力章下附手續と共にそれゝの成績が厚生省に報告されたのであつて、厚生省ではこれ等の材料を基礎に各級合格者の總計や、該當年齢者と受検者の割合や、受検者と合格者の割合、或は年齢層と合格率の關係や、或は府縣別の成績比較等、國民体力の一班ともなるべき貴重な資料を取纏められてゐるのであるが、これ等の統計は、十五歳から二十五歳迄の男子青年層と云へば國防力、生產能力等に至大の關係をもつものであつて、これ等青年層の健康狀態乃至は運動能力が比較的はつきり表れてゐるものであつて、國力に深い關係を持つ調査である。

從つてその具体的な發表はさし控へることになつてゐる爲、こゝには單にその實施成績の概括的なものを發表するに止め、將來引續き体力章検定を實施する上に殘されてゐると思はれる主なる問題をとり上げて参考に資することとする。

(一) 受 檢 者 數

七割の合格率を示し、これについて大學、高等專門學校は約三、四割、中等學校は約三割位で市町村會場は一割五分から二割位のところが一番多く、指定會場たる工場會社等の合格率は大体二割五分位のところである。

勿論この合格率は、該當年齢者の殆ど全部義務的に受檢させた學校等と、單に有志や希望者のみによつて行はれた検定會とは非常に條件が異つて来るから一概には比較對照出來ぬが、兎に角一應はさうした結果を示してゐる。

(二) 年 齡 別 に 見 た 合 格 率

合格率を年齢層によつて觀察すると、成績の優秀な者は何と云つても二十歳、二十一歳の者である。十五歳から十六歳、十七歳と年齢の進むにつれ、發育と併行してその合格率の高まるることは當然である。然るに二十一歳を最高にして二十二歳から二十五歳までの間が比較的よくないのは、事變下優秀体力者が受檢に携はらなかつた結果と推斷できる。

年齢を合格級別に觀る時、最も困難とされて

昨年は準備が多少遅れたためや、氣候の關係もあつて受檢者が比較的少なかつた。それにこの季節には体育的行事が多く、又云ふまでもなく事變の關係あるのだが、これらのことと考慮に入れて考へると受檢者數の成績は可成り良好だつたと云へよう。

その中特に學校關係の受檢率の高いのは教練科の協力を得た點もあらうが、中等學校に於ては約八十五%までが受檢してゐる。指定會場として認めた工場會社等の從業員も可成りの成績で、特に岐阜、福島、兵庫、石川、大阪等では相當多數の受檢率となつてゐる。縣全体の成績を觀ると、振はなかつた縣でも該當年齢者の約三割となつてゐる。

(二) 合 格 比 率

これは種目と標準の難易が基礎になるが、大體の豫想は初級、中級、上級を含めて約三割乃至四割と見込まれてゐたのであるけれども、實施の結果は殆ど之に近い成績があがつてゐる。最も成績の優秀なものは師範學校で約六割―

る上級合格者は、十九、二十、二十一歳の年齢者によつて大部分が占められてゐる。

中級になれば十七歳頃からも可成合格してゐる。初級になると十五歳の年齢に於て約一萬六千人の合格があるが、中級になると約五百、上級になると二十名と云ふやうに激減してゐることで十五歳と十六歳の間に合格率から見て非常な差のあることが特に眼につく。体力的にと云ふが、發育上から見て著しき開きのあることを證明することになる。更に又十七、八歳と二十、二十一歳との間にも上級、中級の合格比率を見るに、こゝにも更に大きい体力的な段階のあることが判然と表はれてゐる。

十五歳のものが、此の標準に於て實施する場合幾分無理があると云ふ點については、計畫の當初に於て相當議論せられた問題であるが、青年學校、青年團等の制度の上からも考慮せられた點もあらう。

とにかく實施上十分の注意をはらひ、絶対に無理をしてはならぬといふことを痛感する。而

して本當に何處の點から鍛錬しても完くこれに堪え得る、圓滿にして強力なる体力を持つと云ふ年齢は、どうしても十八、九歳以上の者でなくてはならぬと云ふやうな事も、この結果が明らかに物語つてゐる。

(四) 種目の標準と其の妥當性

實施した結果を見るに困難種目として一般には二千米、手榴弾、重量運搬があげられる。走幅跳は中程度で、懸垂と百米が最も容易な種目であるとされてゐる。東京帝大で百八十名に實施した成績によると、不合格になつた直接原因を示す種目を人數の上から見て、百米五名、走幅跳三名、懸垂七名、手榴弾十六名、運搬十七名、二千米三十七名と云ふ數字を示し、二千米が受検者の鬼門であつたとされてゐる。しかし熊本師範學校生徒三百五十六人について、その成績は不合格者、百米五名、二千米九名、懸垂と走幅跳が各十一名、運搬が二十八名、手榴弾七十三名となつてゐて、手榴弾が最も困難な種目と云ふことになつてゐる。又山梨縣の鏡中條

と云ふ片田舎の青年學校(特に体育の盛んな學校)の成績では、年齢十五歳のものに於ても二千米は殆ど九十五%まで合格と云ふ成績をあげてゐる。

職業により又都會と地方により、生活環境から自然に運動能力が支配されることも明らかであると共に、更に日頃の修鍊の如何と云ふ事が大きい問題となつてくる、そこに体育運動の重要性と價値性とがあるわけである。併し何れにしても二千米、運搬、手榴弾の三種目は困難でその中でも特に手榴弾が鬼門であつたやうである。

種目標準について、強さ加減が六種一定してゐないと云ふ意見を實施者からよくきくが、二千米、手榴弾、運搬については、時局下國防的見地から創案されたものであることをよく考へねばならぬ。

(五) 練習期間と指導

昨年は發表の時期が実施期に切迫してゐたことと、物資統制の關係上用具の揃はなかつたたるものであると云へる。今後全國各市町村に於て、一層その練習と實施を徹底させて、激刺たる青年の体育活動を向上させ、之等の体力章佩用者による一丸的組織と活動を誘導する機運にまで導き度いものである。

かくて体育的行事には勿論何處の職場にも、進んでは聖戰の第一線にも北滿の荒野にも、雄々しく奮闘する同胞青年の胸間に、やがてこの体力章が輝いてこそ青年の魂を搖り動かすシンボルとならう。青少年がこの標準に到達せんとする熱意と努力とは、進んでは報國臣民の崇高なる義務觀念にまで結びつく所に一層の効果があるわけである。

めに準備練習どころか検定會も漸く間に合つた位で、受検者が初めて手榴弾を握つたり六〇耳の俵を擔いで見たりすると云ふ有様であつたが云ふまでもなく体力章検定は單なる検査でなく奨勵の手段である以上、不斷の練習とそれが生活化されて行く所まで持つて行かねばならぬ。是非充分の練習機關と適當なる指導が必要である。それが爲には成るべく早めに一切の計畫を樹て、検定員等を中心とした指導者の講習等を開催し、要項なり規定なりを充分徹底させる等種々の準備が必要であらう。

又検定員は公平無私で嚴正で、毅然たるものでなくてはならぬが、しかし徒らに監督や監視が主になり、命令的強制的立場であつては体力章検定の目的から凡そ遠ざかつたものとなる。飽くまで親切で指導的ではなくてはならぬ。寧ろ受検者の自發的、自治的空氣を誘導することが望ましい。

(六) 崇高なる國民の義務にまで

第一回の体力章検定の實施は、我が國男子青

て豫想收穫高に比し大麥八分一厘、稞麥二分、小麥八分六厘の何れも増加となつてゐる。而して本縣に於ける本年の麥作付段別及び其の前年との比較を記せば次の如く

農林省發表の本年麥類の

實收高と本縣の麥實收高

農林省では本年麥類の實收高調査第一次三府三十五縣分（北海道、東北六縣、新潟、長野を

除く)を去る七日發表せられたが、それに依る
と大麥六百二十二萬二千五百八十九石、稈麥六
百十一萬九千四十六石、小麥一千百九十二萬四
千八十九石で、前年の實收高に較べると大麥は
二分九厘、稈麥は七分二厘の共に減收となつて
ゐるが、小麥は八分九厘を増加し之に未發表の
北海道、東北六縣、新潟、長野の豫想收穫高百
十七萬四千石を加へると優に千三百九萬八千石
となり、本年度の增產目標千三百萬石を遙かに
超へるのみならず未曾有の大記録を示現してゐ

燕麥	四町三段	一町六段(五割九分三厘)増	(三割九分八厘)增
大麥	五四、三五四石	本年の實收高は	となり、
裸麥	五一、三四六石		
小麥	六二、三九一石		
燕麥	七八石		
であつた。之を前年の實收高に較べると			
大麥	二、七四三段(五割一厘)減		

大麥二九四三石(五分一厘減
稈麥九、二三三石(一割五分二厘減

小麦 一三、四一〇石(二割七分四厘)增
燕麥 三九石(十割)增

卷之三

10

1

2

之三

都市別

總
數

三

鳥取市

米子市

岩美郡

八

八頭君

氣高郡

增減(△印)

更に之を前五年の平均實收高に比す
となり
れば

大麥 一〇六九六石(二割四分五厘)増
稞麥 二、九五三石(五分四厘)減
小麥 三〇、一八二石(九割三分七厘)増
燕麥 四七石(十五割一分六厘)増
となつてゐる。

以上の如く本年の麥作付段別は増産獎勵
り前年の作付段別に較べて大麥二分一厘を
し、稞麥は六分二厘を減少してゐるが、小
二割九分八厘、燕麥は五割九分三厘を各増
てる。

而して本年の麥作は播種以來氣候概ね適順であつて、雪害等も比較的少く病虫害亦僅少であつたが、勞力及び施肥の不足等に依つて、收穫高は前年に較べ大麥五分一厘、裸麥一割五分二

厘の各減少を見た。併し小麥は二割七分四厘、燕麥は十割を各増加してゐる。
尙ほ價格は前年より昂騰してゐるため二割三分の増加であつた。

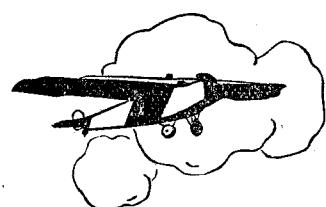
東伯郡	西伯郡	日野郡
大麥	大麥	大麥
穂麥	穂麥	穂麥
燕麥	燕麥	燕麥
一、 五八四	一、 六〇三	二、 三五〇
六、 九三八	六、 六六六	三、 一五五
△、 三四四	△、 五六三	△、 二、 一七〇
△、 一〇六	△、 一七九	△、 一、 四七六
△、 二〇六	△、 二七九	△、 一、 四六八
△、 三一五	△、 三三三	△、 一、 四六一
△、 四一四	△、 四九九	△、 一、 四五九
△、 五三一	△、 五七七	△、 一、 四五五
△、 六一六	△、 六三三	△、 一、 四五九
△、 七一七	△、 七七七	△、 一、 四五九
△、 八一八	△、 八三三	△、 一、 四五九
△、 九一九	△、 九九九	△、 一、 四五九
△、 一〇一〇	△、 一七一七	△、 一、 四五九
△、 一一一	△、 一七一七	△、 一、 四五九

素すな統制

抑へよ物價

近時における飛行機の發達は驚くべきものであつて、戦争は從來のやうに限られた一部の戦鬪員ばかりでする戦争ではなくなつた。實に國民全體が皆戦線に參加するものである。「銃後の國民」と云ふけれど、銃こそ持たぬ吾々は皆銃を持たぬ戦鬪員である。

今 我か國は勇弟なる皇軍の奮戦によって未だ一回の敵の空襲をも受けることなく、實を云ふと餘りに戰の慘苦から離れてゐて敗戦の経験を持たぬ日本人は、一体に戰争に關する認識薄弱であると云はれるのもさうなづかる



空襲と毒ガス

今回フランスが餘りにもあつけなく慘敗をして、ドイツ軍の勇敢さに盟邦どしの快感を催してゐる

るけれども、一面フランス軍の敗北の背後には國民の半素に於ける油斷、緊張した國民精神の不足を痛感されるものが頗る多い。返すゝも必ずべきは未だ陰雨せざるに牖戸を綿繆する細心な準備である。然るに陰雨は既に近く迫つてゐる。

支那に於ける事變の状況は常に皇軍の大捷に依つて、勝ち戦に勝ち戦を重ねてゐるが、その支那大陸の占據地に於ける兵匪でも百萬に近く鐵道沿線の守備に當る皇軍の勞苦も嘸かしと察せられるのに、蔣軍と共に抗戦も尙容易ならぬものがあり、加之歐洲戰爭に伴ふ蘭印、英印の問題もこれからどう變化するかわからぬい又眼を歐米の空に轉すると、歐洲戰亂は今やヨーロッパの秩序變更から世界秩序の大建設にまで移行しようとする傾向すら見へ、他面ソ聯の野心は何時までドイツと協調を續け得るかも豫測され難い状況にあるを思へば日本も支那以外

の勇士の數々を迎へると共に、多數の郷土人中には、時に何時とはなしに戦に對する關心と敵愾心が、不知不識の間に弛緩しつゝあるではなれば、いかど感せられる點も散見されることは眞に警戒すべきことと謂はねばならぬ。

空軍が遠く重慶や蘭洲の長途爆撃を行つて偉大な効果を挙げてゐるといふことは、どうかすれば我が國も敵の空襲を受ける可能性が多分にあるといふことを示してゐるのだ。

今事變で陸の荒鷺として勇名を轟かせた鹽田部隊の水崎部隊長が保定爆撃の跡を視察して、自分ながらその成績の物凄さに驚き、「木造建築ばかりの日本は今後大いに考へねばならぬ」としみじみ語られた一事を以つても其の慘害の恐しさを想像することが出来る。先頃東京では突如として數多の落雷があつて、大切な官廳の焼失を見たのであつたが、一朝敵の空爆を受けたとしたら落雷どころの騒ぎではないのである。「海を制する者は世界を制す」と云ふのは既に昔の夢物語りで「空を制する者は世界を制す」といふ空の時代になつた今日、國防は將に空にある。即ち「國防は防空にあり」と云ひたいのである。

◆ガス弾投下

防空が國防の重要な部分を占めてゐる以上、

敵機のガス弾投下即ち防空と防毒とは密接な關係にあるのであつて、毒ガスに對する吾人の智識向上が力説せられる所以も亦こゝにある。

毒ガスの使用は人道上面白くないといふので

一、八九九年と一、九〇七年の二回にわたつて開催せられたヘーブルの條約により、更に一、九二二年のワシントン條約及び一、九二五年ゼネバでの條約等でその使用を禁止せられてゐるに拘らず、前の歐洲大戰でも伊エ戦争でも使用せられ特にイタリー軍のエチオピア空爆では四十機がアシヤンギ湖畔に於て、逃げ惑ふ土人の上に又湖上の魚族の上に毒雨を降らせ、無氣味な毒ガス弾は湖の水を毒水と化して一切の人間と動物を屠殺し、湖水も湖岸も死骸で埋めてしまつたといはれてゐる。今回の歐洲戦でもさぞ使用されてゐるであらうし、日支事變に於ても支那軍は度々ホスゲン其の他を使用して皇軍を悩ませてゐるのであつて、國際法では禁止され各國民とも恐怖に襲はれながら各國とも暗黙の間に毒ガスの使用を肯定してゐる現状であるとかゞわかる。

用ひても六%の死亡率があつた事實があり、伊エ戦争に於けるエチオピア軍の被害が甚大であったのはその防毒法が不備であつたによるものと考察せられる。今回の事變に當つても日本軍の毒ガスによる被害が皆無といつてよいのは防毒の方法が完備してゐる結果によるものと考へられるのであるが、この點から云つても毒ガスに對する國民の智識の向上が如何に重要であるかゞわかる。

◆毒ガスの性状と處置法

「毒瓦斯の防ぎかた」については本報第四十六號第四十八號第五十一號の三回に亘つて記したから參照されたいと思ふが、今は現在多く使用せられる毒ガスの個々の性状、並びに處置法について、その要項を表示することとする。

區別	名稱	作用時	作用ノ形態	特臭	耐水性	持續性	(效力限界) （一立方メートル 氣ノ中）	生理作用	防毒劑	消毒劑
室 鹽 素 氣體 刺戟臭 溶解	一時性 （ デ 三十 分死 濃度 次亞硫酸ソーダ液、 水	耐水性 持續性 （ 一立 方メ トル 氣 ノ中 ）	生理作用 防毒劑	消毒劑						

本年の夏秋蠶豫想掃立數量

のみで
總數一、〇〇九、〇五〇グラム

であつて、之を前年の夏秋蠶掃立實數量六九四、

^ノ本縣に於ける昭和十五年九月一日現在の夏秋豫想掃立數量は、黃繭種の掃立ではなく白繭種

一六五、六〇三グラム（一割四分一厘）の減少である。

而して以上の如く前年に較べて掃立數量增加

の豫想を見たのは前年は旱害のために掃立が僅少であつたためであつて、本年の氣候は概ね適

順で桑樹が伸長し、良質な桑葉が豊富であつたからである。

尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

飼料肥料不足之草刈大會

事變勃發以來茲に四年、今や我が國は光輝ある紀元二千六百年に際會し、東亞の盟主として世界歴史の大轉換期に對處しつゝ、東亞新秩序の建設といふ未曾有の聖業完遂の爲に、外には兵を大陸に派し内には官民協心戮力、凡ゆる艱難を克服して其の目的達成に邁進しつゝあるのであるが、大規模の戰鬪が長期に亘るに從つて戰爭に伴ふ物資の消費は夥しい額に上り、一方國際收支の改善上國內物資の第三國への輸出も敢行する結果、各種物資の需要は益々増大するに至つて、國內の生產力は愈々擴充を要求され來た。

政府は曩に重要農林畜水産物増産計畫を樹て

極力之が對策を講じて來たのであるが、その後の情勢はこれ等の重要な農林畜水産物増産上必要缺くべからざる飼料肥料の供給を不圓滑ならしめた爲、この儘の状態ではこの増産計畫の完全な遂行を滞滯せしめるばかりでなく、引いては國家食糧經濟をも不安ならしめる虞さへあるに至つたのである。

この原因については勿論第三國よりの輸入の制限、旱害其の他不可抗力による圓ブロツクよりの供給減、或は國內の生産減等によるのであるが、之を半面から見れば近來我が國の農家が餘りに購入飼料肥料に依存する傾向を高め、自給飼料自給肥料の増産確保に對する努力を怠り勝であつた結果であるとも考へられるのである。

我が國に於ては古來「草刈り」なる習慣があつて、これが重要な飼料肥料の給源となつてゐたのであるが、農家は事變前の購入飼料、購入肥料の容易な獲得に慣れ、稍もすればこの「草刈り」の美風を害ふ傾向に至つたことは、甚だ遺憾と云はねばならぬ。

今我が國に於ける牧野、耕地、河川、堤塘、道路及び鐵道沿線等に於ける產草を調査すると、生産額は年約一千五百萬噸、價格に見積ると假りに一噸十圓としても約億五千萬圓の巨額に達するのである。これを粗飼料として家畜に用ひて購入飼料節約に資し、なほ一度家畜を通じた排泄物や殘物を堆積して肥料とすれば、再び相當量の購入肥料を節約することが出来るのである。即ち現下農村に於て最も苦痛を嘗めて居る飼料肥料の入手難に對する打開の途は案外近きにあるのである。吾々は此の際「草刈り」が一層全國に普及徹底して、山野に叢生する生草を出来るだけ多く刈り取つて家畜の飼料とし、更に其の排泄物や殘物を堆積して肥料として用ひ天惠資源の飼料肥料二重活用を圖り、購入飼料肥料の節約に拍車をかける必要があるのである。近年、我が國農道精神の高揚を念願する農民講道館主催の下に全日本草刈選手權大會を開催し、本年は八月五日を以て第三回競技會が行はれて、各府縣はもとより遠く樺太朝鮮よりも參

集し、本縣からも選手を派遣して青年部は総合順位十八位を、壯年部は二十二位の成績を得たのであつたが、全体的にその選手の活躍振りも日本農道精神の下に終始堂々たる態度であつたことは、眞に銃後農村に於ける中堅戦士として頼もしき限りであつたと云はれてゐる。

殊に青年部の一位を得た靜岡縣代表選手、二位を得た長野、秋田兩縣選手等、その沈着な刈り振りと刈跡、東ね方の良好であつたこと、更に壯年部に至つては一層眞剣味の充實したもので、選手諸君の命懸け努力熱意に對しては思はず目頭の熱くなる感動を覺えたと云ふ。中でも宮城縣の代表選手は脚肿、手甲、草鞋がけのいで立ちで脚下を荒繩で縛つて出場した姿は郷里の山に草刈りに行く恰好その儘で、而も競技開始と同時に、實に落ち着き拂つて丹念に刈り進み、或は悠々と鎌を磨ぎ、黙々として刈跡を片付け結束する等感に堪えぬものがあつたが、果せるかな綜合審査の結果は草量と云ひ刈り跡と云ひ東ね方と云ひ夫々最高點を占めて優勝し

長野、群馬も實に堂々たる不撓不屈の農道精神と優れた技倆が認められて第二位を得たことは、萬古不易の確固たる我が國農道を具現するものとして快哉を叫ばしめるものがあつたと云ふ。又全体を通じて出場選手それゝの縣民性がよくあらはれて、鈍重だが持久力に富む者、一氣呵成に最初は極めて元氣だが粘りの足らない者等色々であつたが、体格とも大いに關係があつて概して胸の厚いガツシリした体格の者が成績が良いやうであつたと一審査員の言はさもこそと思はれる。

抑々この草刈選手権大會は、全國的に「草刈り」を獎勵する爲の一つの國民運動であると共に、飼料肥料不足問題に對する一つの回答である。

赤銅色に日焼けのした鉢巻姿で「草刈り」をする農夫の姿は正に銃を鎌に替へた戦士の敵前作業である。飼料不足、肥料不足と云ふ大敵を擊破する爲には、全國の農民が山野に河川に堤塘に、その戰線を擴大しなければならぬのである。

今日の我が國の畜産界に於ける當面の問題として、大いに反省を要する點は前にも云ふやうに高度に購入飼料に依存して來た特性を極力制壓して、自給飼料の増産に其の方向を轉換せしめることである。養鶏、養豚のやうに濃厚飼料を主とするものにはやむを得ぬが、牛、馬、羊等は其の習性の上から見ても、將又經濟上から考へても粗飼料を多量に給與すべきであつて、斯かる家畜に對しては休養時に於ては粗飼料を與へ、労力、生産等の程度に應じて夫々濃厚飼料を添加することが家畜飼養の要諦と考へられるのである。

飼料の知識は日進月歩する。新飼料資源の研究、飼料利用方法の研究等は間断なく行はれつゝある。從つて將來豫想だもしなかつた新飼料の出現も可能であり、新たな利用法の考案も可能であらう。然し現在既に取上げられてゐる飼料或は利用方法等の中に、極めて重要なものの存することを強調せねばならぬのであつて、野

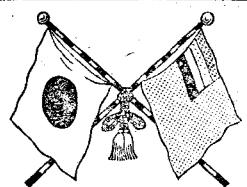
草の利用の如きは其の顯著な一例と云ふべきである。かかる天惠の飼料資源を有效に活用することこそ戰時下に於ける重要問題であると云はねばならぬ。夏の青草、冬の乾草、この粗飼料を増産することによつて濃厚飼料の不足を補ひ、引いては肥料不足をも補ふことこそ、東亞新秩序建設の筋の途を開く國民の責任であらう。「草刈り」のことについては屢々本報にも記して各位の奮起を促したことであり、且つ本年は既に其の時期を終つて明年度の事業となるのであるが、草刈につれてその厩肥の堆肥化を行ふためには實際的な種々な計畫も必要である。茲に再び記して購入飼料肥料の抑制と天興の資源利用に對する農業實際家各位の奮起を切に希望する次第である。

X

X

X

第八次依吉密



開拓團員募集

本縣に於ては北安省慶城縣依吉密開拓團に入植すべき第八次開拓團員を左記に依り募集することとなつたが、此の開拓團は他の開拓團に較べて斷然土質が良く而も各種の條件に恵まれて、目下同團に於ける入植人員は山口縣島根縣人四十名、本縣人が四十名で丁度半分を占めてゐる。

同團は田昇驛より一里半、面積二萬町歩、地味極めて肥沃で水質は北滿一と稱せられてゐる程であつて、本縣の如き一戸當りの耕地反別平均僅か八反八畝と云ふやうな狹少な土地に執着せず、沃野の涯なき北滿の地で思ふ存分に鍼を振ひ、或は其の他の仕事に從事して新興滿洲國

の開拓に當ることは東興建設の見地から、又一身一家子孫の生活安定の上から洵に有意義なことである。

應募資格は徵兵検査がすんでから凡そ四十五歳までの者であつて、現存農耕に從事してゐる者、又は農業に充分經驗のある者を第一とされであるが、身體強健、志操亦堅固な者であれば他職業の人と雖も差支へはないのである。

殊に大工とか木工、瓦官、桶屋、蹄鐵工、看護、技術者、自動車運轉手等の入植は特に要望されてゐる。併し呼吸器病、神經系疾患、脚氣等のある者は應募資格がない。

尙ほ詳細は本報第五十六號、及び第六十四號を參照せられたい。

一 應募締切期日

九月末日限り

二 詮衡期日

十月五日

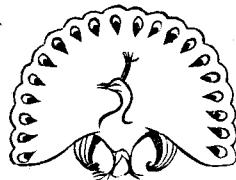
三 合格者訓練

(縣立修鍊農場にて) 十月十日より一ヶ月間

四 入植豫定期日

十一月中旬頃

保育紙芝居特別頒布



近時簡易な國民教化・銃後後援の機關として教育紙芝居の利用は益々有意義なものと認められ、その利用範囲は漸次擴大されつゝあるが、特に農繁期に於ける農村託児所即ち季節保育所方面に於ては、いとけない子供達のためにこの紙芝居の利用は甚だ有効であらうと思はれる。今回日本教育紙芝居協會では、次の要項によつて保育紙芝居の特別頒布をすることとなつてゐる由であるが、時節柄機宜を得たものと思はれるのでこゝに紹介して置く。

一、特別頒布作品
六種一組であつて各十六枚——二十四枚(但し寫真ニユースは十枚)大きさは新聞紙四ツ切大。

- 1 「トホメガネ」みんな仲よく遊びませう
 - 2 よく言ひつけを守る子供
 - 3 「カカシノクンショウ」稻みのる田圃で手傳ひながら あそぶ子供達
 - 4 「赤い花と青い海」美しいたのしい子供の爲の作品
 - 5 幼兒の爲の色々なニース……寫眞色刷「カラダラッショク」……塗繪の紙芝居
 - 6 「保育と紙芝居」その取扱方添付
- オフセット美術印刷
- 三、頒布時期 十月初一組一度に送附
- 四、申込の方法 九月末日迄に申込用紙又はハガキで申込のこと。前金不要、代金引換希望者はその旨記載のこと。
- 五、代金拂込 諸約申込に對し、作品完成と同時に通知があるから其の際直に送金のこと
- 六、舞台其の他 特に舞台入用の向には標準型舞台 四圓五十錢(送料別)
標準型特製舞台(幕附)八圓
が用意せられてゐる。

七、申込先 東京市神田區一ツ橋 教育會館内
尚ほ右の外一般作品入用の向は別に同協會に照
會のこと。



文部省推薦圖書紹介

- ◆ 南洋の華僑 南洋協會編
(南洋協會發行) 東京市麹町區丸の内三ノ六
定價二圓
- ◆ 結核 松田道雄著
(弘文堂書房發行) 東京市神田區駿河台 定
價五十錢
- ◆ 物の經濟はどうなるか 岡崎文勳著
(東京朝日新聞社發行) 東京市麹町區有樂
町二ノ三 定價三十五錢
- ◆ 大宇宙の旅 村上忠敬譯
(大阪朝日新聞社發行) 東京市芝區南佐久間町二ノ
四 定價二圓八十錢
- ◆ 巡禮 島崎藤村著
(岩波書店發行) 東京市神田區神保町二ノ
昭和十五年九月廿七日印刷

三 定價一圓七十錢)
◆ 概觀新史 練新史料編纂事務局編
(明治書院發賣) 東京市神田區美土代町
通二ノ三二 定價ソノ一二圓六十錢)
特價三圓八十錢)

◆ カミサマノオハナシ ソノ二 藤田美津子著
(赤橋幼稚母の會發行) 大阪市住吉區相生
町二ノ三一 定價ソノ一二圓四十錢)
◆ 銃後童話讀本 童話作家協會編
(金の星社發行) 東京市淺草區小島町一ノ
二七 定價一圓)

◆ 新選童話五年生 小出正吾著
(童話春秋社發行) 東京市日本橋區通三ノ
五 定價九十錢)

◆ ピーター少年 清水暉吉譯
(羽田書店發行) 東京市日本橋通二ノ二
町二ノ三 定價一圓五十錢)

◆ 廣介童話名作選 濱田廣介著
(羽田書店發行) 東京市日本橋通二ノ二
町二ノ三 定價一圓五十錢)

◆ 美しき世界 野上彌生子譯
(中央公論社發行) 東京市麹町區丸の内二
ノ三 定價一圓七十錢)